

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 孫 齊庸 (そん じえよん)

本来なら自由な資金調達や支出を好むはずの政党・政治家が、なぜ自らの自由度や権限の制約につながる政治資金制度を導入するのか。また、そのような規制強化が発生する様相が国や時期によって異なる理由は何か。これが本論文の問いである。ごく限られた事例の中から説明要因を見出してきた従来の研究とは異なり、本論文は、まず政治資金制度の多様性を体系的に比較できる指標によって操作化した上で、政党間競争の合理的選択の観点から、政党が政治資金制度の「自己規制」競争に陥るメカニズムを明らかにし、それを様々な視角から検証している。

以下、本論文の要旨を章ごとに述べる。

第1章「政治資金調達レジームの多様性」では、International IDEA データベースを基に、世界各国の政治資金制度の総合的「規制レベル」を操作化し、同指標に基づいて政治資金調達レジームを「自由放任型」「規制された民間許容型」、民間排除型」という3類型に分類した。そして、先行研究に対する検討が行われ、政党の戦略的選択を核心に据える視角の欠如が体系的しており、理論的な説明不足につながっていることを指摘する。

第2章「理論と方法：政党が自己規制の競争に陥るとき」では、政党間競争における政策差別化の観点から政治資金制度の規制強化を説明する新しい理論的な枠組みを提示する。ここでは、政党間競争における差別化の3段階として、(1) 政策差別化の競争、(2) ヴァレンス・イシュー競争、(3) 自己規制の競争を提示した上で、(1) や (2) による各党間の差別化が難しくなると、政治資金制度の規制強化を伴う自己規制競争が発生するという理論が示される。

第3章「規制レベルの多様性に関する多国間計量分析」は、政党間競争における差別化の各条件が、現在の政治資金制度の「規制レベル」に与える影響について、計量分析を用いた多国間比較を行う。その結果、1980年代後半以降に多くの先進国で見られた政党間の政策距離の縮小が、その後の選挙競争に影響を与えた可能性が突き止められた。

第4～5章では、選挙を分析単位に、政策差別化の有無と「政治腐敗」をめぐる改革競争の因果関係が分析される。その際、政策差別化の規定要因として注目するのは、選挙制度である。まず「多数決型選挙制度における規制強化」と題する第4章は、多数決型選挙制度を持つ国々における規制強化について、いつ、どのような条件の下で、政治腐敗の問題とそれへの対策としての制度改革が争点化されるのかについて分析する。その結果、政党間の政策距離が接近している選挙ほど、「政治腐敗」が選挙争点化されていることが確認

された。

第5章「比例型選挙制度における規制強化」では、比例型選挙制度を持つ事例で発生する規制強化のメカニズムが考察される。ヨーロッパ15カ国において1960～2000年代まで実施された選挙を対象としてデータ分析を行なった結果、連立政権の形態や新党の参入が政党間競争の政策空間に影響を与え、政治資金規制のあり方の違いを説明することが明らかにされた。

第6～7章では、日本を事例としてさらに詳しい分析が加えられる。「選挙制度の変化と政治資金制度をめぐる政党間競争」と題する第6章は、戦後日本における政治資金制度をめぐる与野党攻防の歴史を振り返り、政党間競争の状況変化によって制度改革の議題が持つ比重が変わる様子を跡づけた。中選挙区制下では、野党から改革案が多く出されたが、制度改革は与党主導で漸進的に行われた。これに対して、選挙制度改革以降、より政策的に同質的な属性を持つ政党同士で競争が行われるようになると、有権者の支持を獲得するため、自己規制的な制度改革が発生する頻度が高くなることが確認された。

第7章「選挙区レベルにおける候補者の政策差別化と改革競争」は、分析の焦点を選挙区レベルへ絞ることによって、政策差別化の問題が改革競争に対する候補者の依存度に影響を及ぼしているという、マイクロ・ファウンデーションを発見する。2009・12年総選挙における候補者アンケート調査データと選挙公報データを併用した分析の結果、選挙区レベルの公報に政治改革関連の内容を入れるかの判断には、対立候補の政策的な立場の「明確度」が考慮されている傾向が確認された。

新興民主主義国の場合、政党の支持基盤が不安定であり、政治資金に関するルールが制度化されたタイミングが遅いため、異なる規制強化のメカニズムが働く可能性がある。第8章「新興民主主義国における政治資金制度の『進化』」では、それぞれ異なる制度的帰結を示している、チェコ、スペイン、エストニア、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、韓国、メキシコ、ポルトガル、ポーランドの10カ国を対象にした多国間比較と韓国の事例に関する歴史的分析を行った。分析の結果、左右の政策的な対立軸が明確に認識され、それに基づいた有権者の合理的な投票が行われやすい国では、政治資金制度の「規制レベル」が急激に強化されることはなく、制度改革があるとしても漸進的な規制強化にとどまることが明らかにされた。また、2000年代に大幅な規制強化が発生した韓国の事例からは、既存の対立軸の「融解」と新たな社会経済的な対立軸の形成との間にあらわれた「差別化手段」の空白状態が、政治資金調達レジームの急進的な改革をもたらすメカニズムが発見された。

以上のとおり、政策中心の差別化戦略が制約されるときに、政党は自らの手を縛るといふ、有権者にとって分かりやすい差別化手段を選択しやすくなる。他方、このように「身を切る改革」を争点化して有権者の支持を獲得することは、短期的には有効な差別化戦略になり得ても、それによって資金調達を著しく制約されると政党の長期的な組織化と政党システムの安定を阻害する恐れもある。このように、政治資金制度は、政党・政治家の資

金調達方法を規定しつつ、変化していく政党－有権者関係の中で、新たな制度改革への要求に対応しながら「進化」し続けており、本論文が行った政治資金制度の体系的な分類とその比較研究は、各国の政治制度および政党間競争をより立体的に理解するための一つの試みである。

本論文の長所としては、以下の諸点が挙げられる。

第1は、各党が政策によってお互いを差別化できなくなると、政治資金制度をめぐる自己規制競争が発生するという、オリジナルな理論を定立し、各国の事例を説明することに成功した点である。政治資金や政治腐敗に関する研究は、世界政治学会でも分野別研究会が設置されているなど、各国の政治学において関心の高いテーマのひとつであり、論文審査委員会においては、本論文は英訳の上世界に発信されるべきとの意見も出された。

第2に、本論文の理論がカバーする対象の広さを指摘できる。計量分析における数十カ国に上る多国間比較はもちろんのこと、質的分析としてもカナダ、イギリス、オーストラリア、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、日本、チェコ、スペイン、エストニア、ハンガリー、ポルトガル、韓国（登場順）の事例が理論と適合的に取り上げられており、筆者の卓越した学識がうかがえる。

第3に、研究技法においても、国内外で公開されているデータを駆使した計量分析をはじめ、理論面においてはフォーマル・モデル、実証面においては事例分析による補強がなされるなど、必要に応じて多様なアプローチが使い分けられており、筆者の研究能力の高さが遺憾なく発揮されている。

他方、本論文にも欠点がないわけではない。

第1に、本論文の一部には政治資金の自己規制を市場における価格引き下げ競争に擬えている箇所があるが、この表現は必ずしも適切と言えない。各党が政治資金の規制強化を合意する場合には、公的助成制度によって代替措置が講じられるなど既成政党によるカルテルの要素もありうるものであり、こうした政治過程の機微を捨象してしまう恐れがある。

第2に、本論文の理論が最も適合するのは、主として1980年代以降であることに、より自覚的であるべきであった。それ以前の時期に関しては、各党が政策による差別化戦略を採れない場合であっても、政治参加の拡大など政治資金以外が争点化される可能性も小さくなかった。また、身を切る改革ならば人びとが支持するというのも、長い歴史の中では自明の命題ではない。

第3に、繰り返しや同一表現の多用など、文章表現上改善すべき点がいくつか見受けられる。

しかし、上記の諸点はあくまで望蜀の嘆であり、本論文の高い価値を損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者として高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。